

を求めるものである。

第2 事案の概要（本件処分通知書、調停調書、収入申告書、納税通知書等による。）

- 1 平成22年6月2日、足立区中部福祉事務所長は、請求人に対し、法による保護を開始した。なお、その後、同福祉事務所長が有していた請求人に対する保護の実施に係る処分を行う行政庁としての権限を、処分庁が承継し、現在に至っている。
- 2 請求人は、平成29年7月12日、処分庁に対し、同年8月から請求人の母■■■■■■■■■■（以下「母」という。）と一緒に暮らす旨の申立書を提出した。
- 3 処分庁は、上記2の申立書の内容を確認し、平成29年8月1日、請求人に対する保護を廃止した。
- 4 平成30年8月6日、処分庁は、請求人について課税状況の調査を行ったところ、保護受給期間中に株式譲渡所得を得ていたことが判明した。
- 5 平成30年8月17日、請求人及び母が足立区足立福祉事務所に来所した。同事務所の担当職員は、請求人に上記4の株式譲渡所得が発生した経緯について、説明を求めたところ、請求人からおおむね以下の内容を聴取した。
 - (1) ■■■■■■■■■■、請求人の父（故■■■■■■■■■。以下「父」という。）が死亡したこと。
 - (2) 父の相続財産について、遺産分割の調停手続が、父の子である請求外■■■■■■■■■を申立人とし、請求人を相手方として、東京家庭裁判所で行われ（平成■■■■年（■■■■）第■■■■■■■■■号遺産分割申立事件）、平成■■■■年■■■■月■■■■日に同裁判所において成立した調停に基づいて、請求人は、相続財産のうち、非上場会社である■■■■■■■■■株式会社の株式23,900株を取得したこと。

なお、同調停の調書には、相続債務については申立人の責任で弁済し、相手方（請求人）に負担させない旨の条項がある。

(3) 平成29年5月23日、請求人は、上記(2)により取得した株式を、弁護士を介して、2名の譲受人に譲渡し、それぞれ270,000円及び6,900,000円、合計7,170,000円の売却代金を取得したこと。

6 平成30年8月23日、処分庁は、請求人から、上記5・(3)の株式譲渡に係る売却代金収入（以下「本件収入」という。）が発生した月である平成29年5月分の収入申告書の提出を受けた。

7 平成31年2月5日、処分庁は、本件収入について、上記5・(1)により死亡した父からの相続を原因として、請求人において発生した資力として認定することとし、請求人から提出された資料を基に、本件収入を得るための経費として、弁護士報酬897,264円、税理士報酬129,600円を要したものとし、これらに加えて、さらに後記（第4・1・(6)）の厚生事務次官通知により、8,000円を、本件収入の額から控除した上で、本件収入に係る実収入を6,135,136円と認定し、これを請求人が得た資力の額とすることとした。

そして、処分庁は、請求人に対し、法63条の規定に基づき、返還対象期間を、相続開始の日である [REDACTED] を始期とし、本件収入を得た日の前日である平成29年5月22日を終期として、同期間（以下「本件返還対象期間」という。）において請求人に係る保護を実施するために要した費用の額が、合計1,809,911円であり、これは上記資力の額の範囲内の額であるため、当該費用の額の全額に相当する金額を返還額とする旨の決定（本件処分）を行うこととした。

8 処分庁は、平成31年2月5日付けの本件処分通知書に、「返還決定理由」として、「以下の理由のため 株式売却益の取得の

ため」と記載し、また、「返還額」について、「(1)返還対象額 1,809,911円、(2)返還免除額 0円、(3)返還決定額 1,809,911円」、「返還対象期間」について、「平成27年10月分から平成29年5月分まで」と各記載の上、同通知書を送付することにより、本件処分を請求人に通知した。

- 9 また、足立区長は、平成31年2月5日（上記7と同日）、請求人に対し、本件収入を得たにもかかわらず、これを実施機関に申告せず、不正な手段により保護を受けたとして、法78条の規定を適用することとし、徴収対象期間を、請求人が本件収入を得た日である平成29年5月23日を始期とし、保護廃止の日の前日である同年7月31日を終期として、この期間に足立区において支弁した請求人の保護に要する費用192,454円に相当する金額を、請求人から徴収する旨の決定を行い、平成31年2月5日付けの通知書（30足足福二発第1261号）を送付することにより、請求人に通知した。

なお、本件審査請求と同時に、請求人から、東京都知事に対し、上記足立区長の決定を不服とする審査請求（30総総法査第1202号）が提起されている。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

本件処分通知書には、返還決定理由として「株式の売却益の取得のため」とある一方、返還対象期間が平成27年10月分からとされているが、父が死んだ日（XXXXXXXXXX）に株が手に入ったわけではありません。

弁護士及び税理士への支払、国保保険料、所得税及び住民税は、いずれも必要経費であるのに、算定されていない。これらの経費は、返還金額を上回っている。

2 処分庁の主張

民法の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものであり、また、協議により遺産分割を行った場合（調停による遺産分割も含む。）の効力は、相続開始の時に遡って生じることとされている。したがって、相続により資力を得た場合の資力の発生日は、被相続人の死亡日と解すべきである。

請求人が得た本件収入は、父が死亡したことを原因として請求人が取得した株式を売却したものであるから、法63条の規定に基づき、資力の発生日を、父の死亡日であるとして行った本件処分には、違法・不当な点はない。

第4 審査庁の判断

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費

用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(3) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示している。

(4) 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている（問答集・問13-6（答）(2)参照）。

なお、相続人が複数の場合、共同相続人間で、協議により遺産を分割することができるが、民法909条によれば、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。

(6) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費を控除した額とする。）が、世帯合計8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

(7) 不利益処分の理由の提示

行政手続法14条1項及び3項の規定によれば、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず、不利益処分を書面でするときは、その理由は、書面により示さなければならぬとされている（ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差

し迫った必要がある場合は、この限りでない。)

なお、最高裁判所平成23年6月7日判決（最高裁判所民事判例集65巻4号2081頁、裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載）によれば、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、前記第2・5のとおり、死亡した父の相続人の一人として、東京家庭裁判所における遺産分割調停の当事者として関与し、同裁判所において成立した調停に基づき、父の相続財産から、XXXXXXXXXX株式会社の株式23,900株を取得したことが認められる。

相続人は、被相続人の死亡時から被相続人の財産に係る一切の権利義務を承継し、また遺産分割の効力は相続発生時に遡るものである(1・5))。したがって、請求人が取得した上記株式は、父の死亡時に遡って発生した請求人の資力と認定することができるものである。

そうとすると、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの(東京高等裁判所平成25年4月22日判決(裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載))であるから、処分庁が、法63条の規定を適用して、上

記相続開始の日である [REDACTED] を資力の発生日として、相続により得た財産である上記株式の価額から、各種控除を行った金額の範囲内で、本件返還対象期間において請求人に対する保護に要した費用の返還を求めることは、正当な法的根拠を有するものであることとなる。

ところで、株式は、そもそも当該株式会社の業績その他の要因によってその価値が変動するものである上に、請求人が取得した株式は非上場株式であって、日々の市場価格を確認できるものではない。そして、さらに株式を実際に資力として最低生活費に充てるためには、これを売却するか又は担保に入れる必要があるものであるから、処分庁が、本件処分を行うに当たり、請求人が得た資力の額を算定するに際して、請求人が平成29年5月23日に上記株式を譲渡した際の売却代金（本件収入）を基礎としたこと自体も、また相当であると認められる。

ただし、本件収入を基礎として、実質的な資力の額を算定するにつき、控除すべき経費の算定については、処分庁の判断をそのまま採用することはできない。もっとも、この点は、返還金額の算定には、結果的に影響しないものであるが、このことについては、下記(2)に述べることとする。

(2) 本件処分による返還金額について

ア 資力の算定について

(7) 処分庁は、前記2・7のとおり、資力の算定に当たって、請求人が得た本件収入7,170,000円から、弁護士報酬897,264円、税理士報酬129,600円に加えて8,000円（前記1・(6)）を控除した上、実収入を6,135,136円とし、これを法63条の規定にいう「資力」と認定している。

(イ) しかし、請求人が提出した資料によれば、請求人が株式

譲渡益を得たことにより、平成29年中の総所得金額5,975,000円(売却価格7,170,000円から株式の取得費1,195,000円を控除した金額)を基礎として、各課税庁により、請求人に対し、平成29年の所得税812,900円、及び平成30年度の特別区民税及び都民税(以下「住民税」という。)273,300円が、それぞれ賦課され、請求人はこれらを納税していることが認められる。

これらの課税は、本件収入がなければ発生しなかったものであり(なお、本件収入がなければ、請求人に係る上記年度の住民税の均等割も、非課税であったものと推測される。)、請求人が得た本件収入のうち、これら所得税及び住民税の各税額相当分(合計額1,086,200円)は、請求人が最低生活を維持する費用として活用することはできないものであると認められる。このことは、現実に納税が行われている限りは、源泉徴収又は特別徴収の方法により納税された場合と取扱いを異にするべき理由はないから、上記所得税及び住民税の納税額も、本件収入を得るに当たって必要となった経費として認めた上で、実収入の額を算定するに当たって、これを控除すべきものと解せられる。

請求人が、平成30年8月に処分庁に対して提出した収入申告書(第2・6)には、これら所得税及び住民税を必要経費とする記載はないが、本件収入を得た際には、所得税及び住民税が賦課されることは見込まれているのであり、本件処分時点までの間に、処分庁が実際の課税額を確認することは、さほど困難とはいえないものであって、処分庁がこの点を看過したことは、本件処分を行うに当た

って必要となる資力の額の算定上の瑕疵と認められる。

(ウ) なお、株式取得のための費用は、父が生前に出捐したものであると推測され、請求人の負担に係る費用とは解せられないから、上記資力(第2・7)を算定するについては、これをさらに控除する必要はないものと認められる。

(エ) また、請求人は、平成30年度の国民健康保険料668,973円も、本件収入に係る必要経費であると主張する。

しかしながら、当該保険料の算定において、株式譲渡所得の存在が反映していることは十分考えられるものの、当該保険料は、生活保護廃止後の保険診療等を受けるためのものであることからすると、これを本件収入を得るに際し必要となった経費として算定するべきものとは認められない。

(オ) したがって、資力の額は、処分庁が主張する6,135,136円ではなく、当該金額から、さらに所得税及び住民税の合計額1,086,200円を差し引いた5,048,936円(別紙「返還金額算定表」の「当月中に発生した資力」の額)と認定すべきである。

ただし、この点の差異は、下記イの返還対象額の算定の結論を左右するものではない。

イ 返還対象となる保護費について

本件処分による返還金額を決定する前提となる、本件返還対象期間における保護に要した費用は、本件処分通知書の記載においては、1,809,911円であるが、その月別内訳は、処分庁の算定においては、別紙の表の「支給済み保護費(計)」の欄に記載された金額の合計額であることが認められる。これを前提とすると、請求人に生じた上記ア・(オ)の資力の額5,048,936円は、上記保護に要した金額1,

ることを推測させることも全く不可能ではないともいい得る。そうではあるものの、肝心の理由欄が「遺産相続」ではなく、「株式売却益の取得のため」との記載に止まっており、株式売却益を得たこと自体は、既に有していた資力について、これを現実には最低生活の維持のため活用できるような状態となったことを示すに過ぎないものであって、遺産相続が保護費返還義務発生の契機となることを明示しているとは、到底いえないものである。

法63条の立法目的に照らせば、請求人が相続により資力を得た時点から、本来の要保護性を喪失しているにもかかわらず、引き続き保護を受けている状態となっていたため、保護の補足性の原則（1・(1)）を遡及的に現実化するために、請求人に対し、保護に要した費用の返還義務を負担させ、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするのが、本件処分の本質であると解せられる（(1)において引用した東京高等裁判所判決参照）。そうすると、相続による資力の獲得の事実が、同条を適用して本件処分を行うことを判断した主たる要素であるから、この点を処分理由として明確に提示することは、本件処分を通知するに当たって不可欠であると考えべきである。

本件処分通知書の記載においては、この点の提示を欠いているというほかはない。

ウ また、第二の問題点として、本件処分においては、請求人が返還すべき義務を負う保護費の金額を具体的に決定したものであるところ、当該決定をするに当たっては、本件返還対象期間における請求人の資力の額と、同期間中に請求人に対して実施した保護に係る費用の額との比較が必要であり、これら両者を、請求人にとって、理解が可能なように示すこ

とが望まれるものである。

ところが、本件処分通知においては、「返還額」について、「(1)返還対象額 1, 8 0 9, 9 1 1 円、(2)返還免除額 0 円、(3)返還決定額 1, 8 0 9, 9 1 1 円」とあるのみであり、本件返還対象期間の保護費に当たる(1)の返還対象額を示す一方で、これと比較対照すべき同期間に請求人において発生した資力については、処分庁が具体的にいかなる評価をしたのか、全く手掛かりになる記載がない。

したがって、請求人の立場から見て、本件処分通知書においては、返還決定額の算定について、正当な根拠があるものなのか否かを、自ら検討するために必要な理由が何ら示されているとはいえないものである。

エ 以上を総合すると、本件処分は、処分理由の提示が不十分なものといわざるを得ないものである。

なお、本件処分後の請求人と処分庁との間のやり取りから、本件処分が遺産相続を原因として行われたこと等、処分庁が本件処分を行うに至った判断の要素について、事後的に請求人が理解することがある程度は可能であったものとも考えられる。しかし、仮にそうであるとしても、行政手続法が不利益処分に理由の提示を求める趣旨が、前記 1・(7)において引用した最高裁判所判決が判示するとおり、「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあることに鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人において、その記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであることが必要であると解されているものであるから、処分後の諸般の事情については、これを重視することはできないものである。

オ 上記のとおり、本件処分には、処分の内容自体には取消しに値するほどの違法・不当な点はないとしても、処分を行うに当たって、同時になすべき理由の提示の点においては、請求人に交付された本件処分通知書の記載自体からは、その具体的内容を明確に了知しうるものであるとはいえないから、本件処分は、行政手続法14条1項本文の定める要件を欠いた違法な処分というべきであって、取消しを免れないものと解せられる。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和元年11月22日

審査庁 東京都知事 小池 百合子

別 紙

返還金額算定表※

単位：円

返還対象月 (年は平成)	当月中に発生した資力	前月からの繰越し資力	支給済み保護費				返還対象額
			最低生活費	その他一時扶助費	医療扶助	(計)	
27年10月	5,048,936	—	48,027	0	0	48,027	48,027
11月	0	5,000,909	87,332	0	7,380	94,712	94,712
12月	0	4,906,197	87,332	13,890	0	101,222	101,222
28年1月	0	4,804,975	87,332	0	0	87,332	87,332
2月	0	4,717,643	87,332	0	10,780	98,112	98,112
3月	0	4,619,531	87,332	94,500	0	181,832	181,832
4月	0	4,437,699	84,752	0	0	84,752	84,752
5月	0	4,352,947	84,752	0	0	84,752	84,752
6月	0	4,268,195	84,752	0	0	84,752	84,752
7月	0	4,183,443	84,752	0	0	84,752	84,752
8月	0	4,098,691	84,752	0	0	84,752	84,752
9月	0	4,013,939	84,752	0	0	84,752	84,752
10月	0	3,929,187	84,752	0	0	84,752	84,752
11月	0	3,844,435	87,332	0	0	87,332	87,332
12月	0	3,757,103	87,332	13,890	0	101,222	101,222
29年1月	0	3,655,881	87,332	0	2,650	89,982	89,982
2月	0	3,565,899	87,330	0	4,230	91,560	91,560
3月	0	3,474,339	87,330	0	540	87,870	87,870
4月	0	3,386,469	84,752	0	540	85,292	85,292
5月	0	3,301,177	62,152	0	0	62,152	62,152
合計	5,048,936	—	1,661,511	122,280	26,120	1,809,911	1,809,911

資力残額 = 3,239,025 (発生した資力の額 - 本件処分による返還決定額)

※ 【返還金額算定表の説明】

- ・ 当月の資力（「当月中に発生した資力」及び「前月からの繰越し資力」の合計）の額と、当月の「支給済み保護費（計）」の額とを比較し、
 - ① 当月の資力の額 ≤ 当月の支給済み保護費の額であれば、当月の資力の額に相当する額が当月の保護費の返還対象額となる。
 - ② 当月の資力の額 > 当月の支給済み保護費の額であれば、当月の支給済み保護費に相当する額が当月の返還対象額となり、{当月の資力の額 - 当月の支給済み保護費}の額が、翌月に繰り越され、翌月における「前月からの繰越し資力」となる。
- ・ 請求人には、申告済みの障害年金収入があり、最低生活費は、当該年金収入を控除した後の金額である。
- ・ 支給済み保護費のうち、平成27年10月は、 以降の相当分であり、平成29年5月は、同月22日までの相当分である。